

議案第31号

米原市伊吹薬草の里文化センター条例の一部を改正する条例について

米原市伊吹薬草の里文化センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年4月1日から、米原市伊吹薬草の里文化センターを構成する施設のうち、公民館を学びあいステーションに変更して当該施設の管理運営を行うため、この案を提出するものである。

米原市伊吹薬草の里文化センター条例の一部を改正する条例

米原市伊吹薬草の里文化センター条例（平成 17 年米原市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 米原市学びあいステーション条例（令和 年米原市条例第 号。次条において「ステーション条例」という。）第 1 条に定める学びあいステーション

第 3 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) ステーション条例第 3 条に掲げる事業

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

施設名等		利用時間	休館日
ジョイホール		8 : 30～21 : 30	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は開館とする。
学びあいステーション	<small>すみれ</small> 堇の間、 <small>あざみ</small> 薊の間	8 : 30～21 : 30	(2) 休日の翌日。ただし、日曜日、土曜日または休日と重なる場合は開館とし、その翌日以降最初の休日でない日を休館日とする。
	調理室		
	レクリエーション室		
	プレイルーム		
	<small>ギャラリー</small> Gallery かくとだに		
	工芸室		
	息吹庵		
	<small>りんどう</small> 竜胆の間、 <small>ふうろ</small> 風露の間		
	視聴覚室		
	第 1、第 2 研修室		
	会議室		
図書室	9 : 00～17 : 15	(4) 資料整理日(市長の指定する日)(図書室のみ)	
薬草風呂	12 : 30～19 : 30		

別表第2(第5条、第7条、第19条関係)

施設名	室名等	使用料
学びあいステーション	<small>すみれ</small> 堇の間	100円
	<small>あざみ</small> 薊の間	100円
	調理室	300円
	レクリエーション室	200円
	プレイルーム	200円
	<small>ギャラリー</small> Gallery かくとだに	200円
	工芸室	200円
	息吹庵	200円
	<small>りんどう</small> 竜胆の間	100円
	<small>ふうろ</small> 風露の間	100円
	視聴覚室	200円
	第1研修室	100円
	第2研修室	100円
	会議室	200円
ジョイホール	ジョイホール	2,000円
	ジョイホール(ステージのみ)	1,000円
	ジョイホール(冷暖房費)	2,000円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 市外に住所(団体または法人にあってはその所在地をいう。以下同じ。)を有する者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 3 利用者が入場料(入場料に類する金銭を含む。)を徴収する場合または営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。ただし、ジョイホール(ステージのみおよび冷暖房費を含む。)の使用料を除き、市外に住所を有する者が使用する場合は、備考2で算出した使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 4 付帯設備の利用については、規則で定める額を徴収する。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

米原市伊吹薬草の里文化センター条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由																																				
<p>(センターの構成)</p> <p>第2条 米原市伊吹薬草の里文化センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 米原市学びあいステーション条例（令和 年米原市条例第 号。次条において「ステーション条例」という。）第1条に定める学びあいステーション</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ステーション条例第3条に掲げる事業</p> <p>(2) 集会、催し物等の利用に供すること。</p> <p>(3) 研修会、発表会等の開催およびこれらに係る活動の奨励に関すること。</p> <p>(4) 各種団体、機関の連絡調整および育成に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(センターの構成)</p> <p>第2条 米原市伊吹薬草の里文化センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 公民館</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 集会、催し物等の利用に供すること。</p> <p>(2) 研修会、発表会等の開催およびこれらに係る活動の奨励に関すること。</p> <p>(3) 各種団体、機関の連絡調整および育成に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターを構成する施設のうち、公民館を学びあいステーションに変更することに伴う改正 ・センターの事業に学びあいステーションが行う事業を追加することに伴う改正 ・第1号追加に伴う号ずれ ・文言整理 																																				
<p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="125 1139 922 1433"> <thead> <tr> <th>施設名等</th> <th>利用時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジョイホール</td> <td>8：30～21：30</td> <td>(1) 月曜日。た</td> </tr> <tr> <td>学<small>すなは</small>董<small>あざみ</small>の間、薊<small>あざみ</small>の間</td> <td>8：30～21：30</td> <td>だし、その日が</td> </tr> <tr> <td>び調理室</td> <td></td> <td>国民の祝日に関</td> </tr> <tr> <td>あレクリエーション室</td> <td></td> <td>する法律(昭和</td> </tr> <tr> <td>いプレイルーム</td> <td></td> <td>23年法律第178</td> </tr> </tbody> </table>	施設名等	利用時間	休館日	ジョイホール	8：30～21：30	(1) 月曜日。た	学 <small>すなは</small> 董 <small>あざみ</small> の間、薊 <small>あざみ</small> の間	8：30～21：30	だし、その日が	び調理室		国民の祝日に関	あレクリエーション室		する法律(昭和	いプレイルーム		23年法律第178	<p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="945 1139 1738 1433"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジョイホール</td> <td>8：30～21：30</td> <td>(1) 月曜日。た</td> </tr> <tr> <td>董の間、薊の間</td> <td>8：30～21：30</td> <td>だし、その日が</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>8：30～21：30</td> <td>国民の祝日に関</td> </tr> <tr> <td>レクリエーション室</td> <td>8：30～21：30</td> <td>する法律(昭和</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td>8：30～21：30</td> <td>23年法律第178</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用時間	休館日	ジョイホール	8：30～21：30	(1) 月曜日。た	董の間、薊の間	8：30～21：30	だし、その日が	調理室	8：30～21：30	国民の祝日に関	レクリエーション室	8：30～21：30	する法律(昭和	プレイルーム	8：30～21：30	23年法律第178	<ul style="list-style-type: none"> ・表の形式の変更
施設名等	利用時間	休館日																																				
ジョイホール	8：30～21：30	(1) 月曜日。た																																				
学 <small>すなは</small> 董 <small>あざみ</small> の間、薊 <small>あざみ</small> の間	8：30～21：30	だし、その日が																																				
び調理室		国民の祝日に関																																				
あレクリエーション室		する法律(昭和																																				
いプレイルーム		23年法律第178																																				
名称	利用時間	休館日																																				
ジョイホール	8：30～21：30	(1) 月曜日。た																																				
董の間、薊の間	8：30～21：30	だし、その日が																																				
調理室	8：30～21：30	国民の祝日に関																																				
レクリエーション室	8：30～21：30	する法律(昭和																																				
プレイルーム	8：30～21：30	23年法律第178																																				

ス テ ニ シ ヨ ン	Gallery かくとだに	9:00~17:15	号)に規定する	展示室	8:30~21:30	号)に規定する	<ul style="list-style-type: none"> ・展示室の名称を Gallery かくとだにに変更することに伴う改正
	工芸室		休日(以下「休日」という。)に	工芸室	8:30~21:30	休日(以下「休日」という。)に	
	息吹庵		当たる場合は開	息吹庵	8:30~21:30	あたる場合は開	
	竜胆の間、風露の間		館とする。	竜胆の間、風露の間	8:30~21:30	館とする。	
	視聴覚室		(2) 休日の翌	視聴覚室	8:30~21:30	(2) 休日の翌	
	第1、第2研修室		日。ただし、日	第1、第2研修室	8:30~21:30	日。ただし、日	
	会議室		曜日、土曜日ま	会議室	8:30~21:30	曜日、土曜日ま	
図書室	たは休日と重なる場合は開館とし、その翌日以降最初の休日でない日を休館日とする。	薬草風呂	12:30~19:30	たは休日と重なる場合は開館とし、その翌日以降最初の休日でない日を休館日とする。			
薬草風呂	12:30~19:30			(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始の休館日を変更することに伴う改正 		
				(4) 資料整理日(市長の指定する日)(図書室のみ)			
				図書室	9:00~17:15	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する	

			<p>休日(以下「休日」という。)にあたる場合は開館とする。</p> <p>(2) 休日の翌日。ただし、日曜日、土曜日または休日と重なる場合は開館とし、その翌日以降最初の休日でない日を休館日とする。</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(4) 資料整理日(市長の指定する日)</p>																															
<p>別表第2(第5条、第7条、第19条関係)</p>	<p>別表第2(第5条、第7条、第19条関係)</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>室名等</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学びあいステーション</td> <td><small>すみれ</small> 菫の間</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><small>あざみ</small> 薊の間</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レクリエーション室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プレイルーム</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	室名等	使用料	学びあいステーション	<small>すみれ</small> 菫の間	100円		<small>あざみ</small> 薊の間	100円		調理室	300円		レクリエーション室	200円		プレイルーム	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><small>あざみ</small> 薊の間</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td><small>すみれ</small> 菫の間</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>レクリエーション室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	<small>あざみ</small> 薊の間	100円	<small>すみれ</small> 菫の間	100円	調理室	300円	レクリエーション室	200円	プレイルーム	200円			<p>・表の形式の変更</p>
施設名	室名等	使用料																																
学びあいステーション	<small>すみれ</small> 菫の間	100円																																
	<small>あざみ</small> 薊の間	100円																																
	調理室	300円																																
	レクリエーション室	200円																																
	プレイルーム	200円																																
施設名	使用料																																	
<small>あざみ</small> 薊の間	100円																																	
<small>すみれ</small> 菫の間	100円																																	
調理室	300円																																	
レクリエーション室	200円																																	
プレイルーム	200円																																	

	ギャラリー Gallery かくとだに	200 円				<ul style="list-style-type: none"> ・展示室の名称を <small>ギャラリー</small> Gallery かくとだにに変更することに伴う改正 ・市内の者のジョイホールの使用料を2倍にすることに關する規定を削除する改正 ・入場料を徴収する場合または営利、宣伝その他これらに類する目的をもつ
	工芸室	200 円	工芸室	200 円		
	息吹庵	200 円	息吹庵	200 円		
	<small>りんどう</small> 竜胆の間	100 円	<small>ふうろ</small> 風露の間	100 円		
	<small>ふうろ</small> 風露の間	100 円	<small>りんどう</small> 竜胆の間	100 円		
	視聴覚室	200 円	視聴覚室	200 円		
	第1 研修室	100 円	第1 研修室	100 円		
	第2 研修室	100 円	第2 研修室	100 円		
	会議室	200 円	会議室	200 円		
			展示室	200 円		
ジョイホール	ジョイホール	2,000 円	ジョイホール	2,000 円		
	ジョイホール(ステージのみ)	1,000 円	ジョイホール(ステージのみ)	1,000 円		
	ジョイホール(冷暖房費)	2,000 円	ジョイホール(冷暖房費)	2,000 円		
備考			備考			
1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。			1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。			
2 市外に住所(団体または法人にあってはその所在地をいう。以下同じ。)を有する者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。			2 市内に住所(団体または法人にあってはその所在地)を有する者が、ジョイホールの使用に当たり、入場料(入場料に類する金銭を含む。)の最高額を1,000円以上に設定して使用する場合は、この表に定めるジョイホールの使用料(ステージおよび冷暖房費を含む。)の2倍に相当する額とする。			
3 利用者が入場料(入場料に類する金銭を含む。)を徴収する場合または営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額と			3 市外に住所(団体または法人にあってはその所在地)を有する者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。			

<p>する。ただし、ジョイホール(ステージのみおよび冷暖房費を含む。)の使用料を除き、市外に住所を有する者が使用する場合は、備考2で算出した使用料の額の2倍に相当する額とする。</p> <p>4 付帯設備の利用については、規則で定める額を徴収する。</p>	<p>4 付帯設備の利用については、規則で定める額を徴収する。</p>	<p>て使用する場合は、表に掲げる使用料の額の2倍とする。ただし、市外の者の場合は、ジョイホール(ステージのみおよび冷暖房費を含む。)を除き、表に掲げる使用料の額の4倍とすることに伴う改正</p>
--	-------------------------------------	--